

## 大阪市工業用水道特定運営事業等における受水槽の設置基準について

### 【1. 概要】

大阪市水道局では、工業用水道事業における受水槽の設置基準を水道事業に準じて「1日当たりの使用水量の0.5日分を標準」と定め指導を行ってきた。2022年度からの大阪市工業用水道特定運営事業等（以下「本事業」という。）においては、工業用水道事業のみの運営であることを踏まえ、工業用水道事業に適合かつその特性を最大限活用し、さらにお客さまの選択肢を増やすことが可能な運用とするのが望ましいと考え、本事業における受水槽の設置基準を定め、新規の利用者等に指導を行うものである。

### 【2. 本事業における受水槽設置基準】

#### (1) 受水槽の設置基準

工業用水を常時均等に受水するために必要な容量を有した受水槽を設置することを原則とし、次の各号に該当する場合は必ず受水槽を設置しなければならない。ただし、メータ口径100mm未満の場合、常時均等の受水が可能でみおつくし工業用水コンセッション株式会社（以下「運営権者」という。）が認めた場合に限り、受水槽の設置を省略することができる。

- ①一時に多量の水を使用する場合、又は常時一定の水圧を必要とする場合
- ②口径100mm以上のメータを取付ける場合
- ③給水の制限又は配水管の断水時に際し、ある程度の給水を持続する必要がある場合
- ④薬品を使用する工場など逆流によって配水管の水質に汚染を来すおそれがある場合

#### (2) 受水槽の有効容量

受水槽の有効容量は、使用水量の時間変動を吸収し常時均等の受水のために必要な水量に、減・断水時に給水の持続のために必要な水量を考慮した容量とし、以下の各号による。

- ①受水槽の有効容量は、1日当り使用水量の0.5日分を標準とする。
- ②受水量が常時均等水量に対して過大とならないように制限可能な設備（定流量弁等であって運営権者が認めたものに限る。）を具備する場合にあっては、受水槽の有効容量を1日当り使用水量の2時間以上とすることができる。なお、工事用雑用水等の一時的な使用等であって運営権者が認めた場合に限り、受水槽の有効容量を1日当り使用水量の1時間以上とすることができる。

#### (3) 受水槽の構造

受水槽の構造は、次の各号に留意したものとし、詳細については「給水装置工事設計施行基準（大阪市水道局）」を参照して定めるものとする。

- ①水密性で、汚水の逆流がなく、清掃が行いやすく、かつ水質に悪影響を与えないこと。
- ②越流管及び警報装置（満水及び減水）を設けること。
- ③受水槽は1階又は地階に設置すること。ただし、適切な維持管理ができると運営権者が認める場合にあっては、この限りではない。

以上